

○厚生労働省告示第四百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ベバシズマブ（遺伝子組換え）	子宮頸癌	中外製薬株式会社 間五丁目五番一号	平成二十七年 九月十四日
ポナチニブ塩酸塩	前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病、再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病	大塚製薬株式会社 区神田司町二丁目九番地	平成二十七年 九月十四日
ベダキリンフマル酸塩	ハ適応菌種V	ヤンセンファーマ株式会社 都千代田区西神田三丁目五番二号	平成二十七年 九月十四日

△適應症▽

多剤耐性肺結核